

食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会

第194回議事録

1. 日時 令和5年11月15日（水）11:46～11:55

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

（1）飼料添加物（2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル）の食品健康影響評価について

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

赤沼専門委員、新井専門委員、井上専門委員、今井専門委員、植田専門委員、川本専門委員、佐々木専門委員、高橋専門委員、平田専門委員、森田専門委員、山中専門委員、吉田専門委員

（食品安全委員会委員）

山本委員長、浅野委員

（事務局）

及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷調整官、守岡評価専門官、木庭評価専門職、中評価専門職、糸井係長、橋爪技術参与、山口技術参与

5. 配布資料

資料1 意見聴取要請（令和5年11月15日現在）

資料2 （案）飼料添加物評価書「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」

6. 議事内容

〇〇〇〇 定刻となりましたので、ただいまより第194回「肥料・飼料等専門調査会」を開催いたします。

先ほどの第193回と同様、ウェブ会議を併用して開催いたします。

本日は〇〇〇が御欠席で、12名の専門委員が御出席です。

それでは、議題に入ります前に、事務局より議事、資料等の確認をお願いいたします。

○事務局 ただいま〇〇〇より御説明いただいたとおり、第194回調査会についてもウェブ会議を併用しております。

ウェブ会議の進行において御注意いただきたい点は、先ほどと同様です。

なお、本調査会は非公開にて行います。

それでは、議事、資料の確認をいたします。お手元に資料を御用意ください。

本日の議事は「飼料添加物（2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル）の食品健康影響評価について」及び「その他」となっております。

資料については、議事次第、委員名簿、議事次第に記載した資料1、2及び机上配布資料1でございます。

資料に不足等はございませんか。

議事、資料等の確認は以上でございます。

〇〇〇〇 続きまして、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○事務局 御報告申し上げます。

専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

〇〇〇〇 提出していただいた確認書について相違はございませんか。

ないようです。ありがとうございます。

それでは、議事の（1）「飼料添加物（2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル）の食品健康影響評価について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきます。

それでは、お手元に資料2を御準備ください。

まず4ページをお開きください。4ページには原体の情報が記載されております。原体の情報については御覧のとおりでございます。製剤につきましては、原体をそのまま製剤としたものと、原体を無水ケイ酸に吸着させて得られた粉末がございます。

次に5ページをお開きください。4番目となりますが、牛用及び子牛用飼料に添加するもので、評価要請者によりますと、本飼料添加物については推奨添加量は47.3 mg/kg 体重/日でございます。

また、使用目的及び使用状況についてですが、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、略してHMBiと申しますが、こちらは2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、略してHMTBaとさせていただきますが、こちらのHMTBaと2-プロパノールがエステル結合した化合物でございます。

本飼料添加物は、反芻動物に対してメチオニンを補給する目的で使用されます。メチオニン

は、乳牛においては、乳中のタンパク質量に影響を与えるとされており。国内では、メチオニン補給を目的として複数の飼料添加物が指定されており。メチオニンは、反芻動物の第一胃（ルーメン）において微生物による分解を受けやすいため、反芻動物に効率的に補給することが難しいですが、HMBiは第一胃内の微生物による利用が抑えられることを目的として開発がなされました。

海外では、米国及びEUにおいて飼料添加物として既に使用が認められています。

今般、農林水産省からHMBiの飼料添加物の指定等に係る評価の要請がなされました。また、厚生労働省よりHMBiを飼料添加物として使用した家畜に由来する食品の安全性についての評価の要請がなされました。HMBiは対象外物質として既に定められているメチオニンを有効成分とするものですが、厚生労働省ではこれまでこうしたメチオニンの関連化合物は既に評価している対象外物質「メチオニン」として扱っているところがございます。しかしながら、HMBiは使用后、家畜体内でアセトンが生じ、畜産物中に残留するとされていることから、その影響も含めて評価の要請がございました。

次に、II.の安全性に係る知見の概要について御覧ください。

HMBiは家畜に経口投与された場合、HMTBa及び2-プロパノールに加水分解されるため、HMTBa及び2-プロパノールの知見を以下に整理しました。

HMTBaについては、食品安全委員会は、対象外物質「メチオニン」の飼料添加物の一剤型として評価しております。アミノ酸であるメチオニンについては、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することによりヒトの健康を損なうおそれのないことは明らかであると結論づけております。

HMTBaの各種修飾体である類似物質の飼料添加物についても評価をしており、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と結論づけております。

次に、2-プロパノールについてですが、こちらは食品安全委員会では、食品添加物として評価しておりまして、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないと評価しております。その評価の中で、代謝物アセトンによる影響については、2-プロパノールに係る毒性試験成績及びヒトにおける知見をもって包括的に評価を行うことは可能であると判断しております。

次に、31行目ですが、賦形物質等でございます。賦形剤として含まれる無水ケイ酸は、食品安全委員会において、飼料添加物の賦形及び希釈物質に使用される物質として、人の健康に影響を及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであると評価しており、その使用状況及び既存の評価並びに本飼料添加物の用法・用量を考慮すると、本飼料添加物の含有成分として接種した場合の人への影響は無視できる程度と考えられました。

一旦こちらで〇〇〇にマイクをお返しします。この内容で良いか御確認をいただければと思います。よろしくお願ひします。

〇〇〇〇 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明は、評価書案の4ページ目から7ページ目の最初の6行辺りまでに

かかるところですが、コメント等はございますか。

私から1点、5ページ目の7行目、評価要請者によると推奨添加量は47.3 mg/kg 体重/日と
なっていますが、これは飼料ではなくて体重でよろしいのでしょうか。そのみ確認をして、
必要があれば修正してください。

○事務局 確認させていただきます。

○○○○ ほかにコメント等ございますか。

特段ないようですね。

本日はこの前にありました193回で時間を取ってしまって、基本的にはここまでの議論とさ
せていただきたいと思います。これ以降の審議は、次回以降の調査会で行うことといたします。

本日の議事は全て終了いたしました。事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

次回の調査会は、調整でき次第改めて御連絡さしあげますので、どうぞよろしくお願いいたします
します。

○○○○ 以上をもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。